

新聞摘要

(2004年9月17日~10月25日)

9月24日(星期五)

这天,厚生劳动省公开了 12 名新被认定的中国残留日本孤儿(3 名男性、9 名女性)的名单、照片以及寻亲线索。其中包括一名住在俄国的女性。居住在中国以外地区的居民,作为中国残留孤儿进行认定,这还是首次。

9月25日(星期六)

长野地方裁判所决定最晚于 24 日,对居住在长野县的 67 名中国残留孤儿(包括遗属)所提起的、要求国家进行赔偿的索赔诉讼一案中的原告 63 人,实施允许延缓支付诉讼费用的诉讼救助政策(剩余 4 人正在审理之中)。另外,定于 10 月 28 日进行此项诉讼的第一轮口头答辩。

10月4日(星期一)

126 名居住在东京都及千叶县等地的中国残留孤儿于 4 日,向东京地方裁判所补提了要求国家进行赔偿的索赔诉讼。

10月4日(星期一)

作为全国统一行动的一环,向国家提起索赔诉讼的中国残留孤儿及其支援人员将于 4 日,在各地展开请愿、签名活动及示威游行。另外,在前一天的三日,中国残留孤儿及其家属,就已在北海道札幌市举行了示威游行。

参加 4 日统一行动的地区有东京都、京都府、大阪府之外,仙台(宫城县)、名古屋(爱知县)、神戸(兵库县)、冈山县、广岛县、香川县、高知县以及鹿児島县等。

10月5日(星期二)

4 日这一天获悉,90 名居住在东北 6 县的中国残留孤儿,将于年内向仙台地方裁判所提起要求国家进行赔偿的索赔诉讼。



ニュース記事から

(2004年9月17日~10月25日)

9月24日(金)

厚生労働省は 24 日、新たに中国残留日本人孤儿と認定した 12 人(男性 3 人、女性 9 人)の名簿と顔写真、肉親捜しの手掛かりを公表した。1 人はロシア在住の女性で、中国以外の在住者が中国残留孤儿と認定されたのは初めて。

9月25日(土)

長野県在住の中国残留孤儿(その遺族を含む)67 人が提訴している国家賠償訴訟で、長野地裁は 24 日までに、63 人について訴訟費用の支払いを猶予する訴訟救助を決定(残り 4 人は引き続き審理中)した。また、第 1 回口頭弁論の期日が 10 月 28 日と決定された。

10月4日(月)

東京都、千葉県などに在住する中国残留孤儿 126 人が 4 日、国家賠償訴訟を東京地裁に追加提訴した。

10月4日(月)

国家賠償訴訟を提訴している中国残留孤儿や支援者らは 4 日、全国统一行動の一环として、各地で要請行動、署名活動、デモ行進などを実施する。また、これに先立つ 3 日、北海道札幌市で中国残留孤儿やその家族によるデモ行進が行われた。

4 日の統一行動実施地域は、東京都、京都府、大阪府のほか、仙台(宮城県)、名古屋(愛知県)、神戸(兵庫県)、岡山県、広島県、香川県、高知県、鹿児島県など。

10月5日(火)

東北 6 県在住の中国残留孤儿約 90 人が、年内にも仙台地裁に国家賠償訴訟を提訴することが 4 日、明らかになった。